

第廿條

党役員の任期は一年とす

但し再選は妨げず
第六章 地方支部

第一節

府縣並に特別都市支部聯合會

第廿一條

各府縣又は特別都市に於て二個以上の支部ある場合は支部聯合會を組織するものとす

第廿二條

支部聯合會には左の機關を設くるものとす
一、大會
二、執行委員會

第廿三條

支部聯合會の大會代議員は支部より選出するものとす其の選出比率は別表の定する所に依る

第廿四條

支部聯合會の規約は中央執行委員會の承認を得る事を要す

第二節 支部

第廿五條

支部は中央執行委員會の承認を経て地理的區劃により黨員五拾名以上を以て組織するものとす

第廿六條

但し必要ある場合は中央執行委員會の承認を経て適當之数を組織することを得
支部には左の機關を置るものとす
一、總會
二、幹事會

第七章 党費及會計

第廿七條

党費は黨員一名に付年額金六拾錢とす

第廿八條

黨員納入の党費は一切これを返還せず

第廿九條

党費は本部及地方支部に配分す

第卅條

党經費の予算は中央執行委員會に於て原案を作成し大會の協賛を経るを要す

第卅一條

党經費の決算は大會の承認を経るを要す

第卅二條

党機關紙の會計は独立會計とす

第卅三條

党は會計監査若干名を置き會計の監査に任す

第卅四條

會計監査は大會に於て之を選任す
党會計年度は毎年拾月一日より翌年九月三十日迄とす